

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

6.

新聞記事

591-6361

読 報 45. 6. 12.

沖繩軍用地で 損害資料要求

政府、復元補償要求問題で

政府は十一日、沖繩軍用地の損害資料を、沖繩県に提出するよう求めた。これは、復元補償問題の打開のため、復元補償請求権の行使に必要とする資料を、沖繩県が保有しているものから、政府が請求するものである。沖繩県は、政府の請求に対し、損害資料を提出するよう求めた。政府は、沖繩県が保有している資料の中には、復元補償請求権の行使に必要とする資料が含まれていると主張している。政府は、沖繩県に対して、これらの資料を提出するよう求めた。沖繩県は、政府の請求に対し、損害資料を提出するよう求めた。政府は、沖繩県が保有している資料の中には、復元補償請求権の行使に必要とする資料が含まれていると主張している。政府は、沖繩県に対して、これらの資料を提出するよう求めた。

45. 6. 11. 毎日 (9刊) - 1. 面

沖繩軍用地

復元補償、米と争う

地主連合訴訟に踏切る

【那覇十一日新報派員】沖繩県軍用地地主連合会(以下、連合会)は、昨(十)日、軍用地の復元補償問題について、専断的な政府の決定が、地主の権利を侵害しているとして、米と争う訴訟を提起した。連合会は、政府の決定が、地主の権利を侵害しているとして、米と争う訴訟を提起した。連合会は、政府の決定が、地主の権利を侵害しているとして、米と争う訴訟を提起した。

連合会は、政府の決定が、地主の権利を侵害しているとして、米と争う訴訟を提起した。連合会は、政府の決定が、地主の権利を侵害しているとして、米と争う訴訟を提起した。連合会は、政府の決定が、地主の権利を侵害しているとして、米と争う訴訟を提起した。

争点を置く

第一節 争点を置く

請求できるもの

米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。

対米請求権

原則的には放棄 本土見舞い金方式で処理へ

米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。



土地とりあげ反対闘争

米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。米海軍の精神的損失等の賠償請求は、日本が国際法上の権利を有する。

申請もれぞくぞく

講和前の米軍人、軍属による人身事故補償 本土政府に肩代わり要請

講和前の米軍人、軍属による人身事故補償は、本土政府に肩代わりを要請する。講和前の米軍人、軍属による人身事故補償は、本土政府に肩代わりを要請する。講和前の米軍人、軍属による人身事故補償は、本土政府に肩代わりを要請する。

講和前の米軍人、軍属による人身事故補償は、本土政府に肩代わりを要請する。講和前の米軍人、軍属による人身事故補償は、本土政府に肩代わりを要請する。

45. 10. 29 沖繩タイムズ (7期-3面)

沖繩の対米請求権 原則として放棄 外相答弁



愛知 外相

が、米軍に接された民間人も、事故に巻き込まれた民間人も、それらに賠償を受ける権利がある。沖繩の対米請求権については、原則として放棄する方針である。これは、米軍の本土からの大規模な攻撃を受けるおそれがあるからである。また、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。これは、米軍の本土からの大規模な攻撃を受けるおそれがあるからである。また、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。

中曾根長官談
中曾根長官は、四日、閣議後の記者会見で、沖繩の対米請求権問題について、原則として放棄する方針であることを明らかにした。中曾根長官は、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。これは、米軍の本土からの大規模な攻撃を受けるおそれがあるからである。また、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。

20日すぎにも
安保協議委
中曾根長官談

45. 12. 5. 日経 (324)

急ピッチで進む 沖縄返還協定交渉

米軍と日本政府の間で、沖縄返還協定の交渉が急ピッチで進んでいる。日本政府は、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。これは、米軍の本土からの大規模な攻撃を受けるおそれがあるからである。また、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。

米軍は、沖縄の返還を、原則として放棄する方針である。これは、米軍の本土からの大規模な攻撃を受けるおそれがあるからである。また、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。

請求権「メドつく」 難問は基地と米系企業

請求権問題は、基地と米系企業の問題である。日本政府は、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。これは、米軍の本土からの大規模な攻撃を受けるおそれがあるからである。また、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。

米系企業の問題は、米軍の基地の問題と関連している。米系企業は、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。これは、米軍の本土からの大規模な攻撃を受けるおそれがあるからである。また、米軍の基地が、沖縄の経済を破壊するおそれがあるからである。したがって、米軍の基地を、原則として放棄する方針である。

返還協定を明瞭にする政府の意思

責任の所在明確に

早急に軍用地開放を

復元補償

政府は返還協定の明瞭化を第一とし、責任の所在を明確にするに努むる。協定に明記されていない事項は、政府の責任で解決する。早急に軍用地を開放し、復元補償を迅速に行う。協定の精神を徹底的に実行し、国民の期待にこたえる。協定の範囲を超えて、政府が責任を負う。協定の趣旨を正確に理解し、協定の目的を達成する。協定の条項を厳格に遵守し、協定の義務を履行する。協定の利益を国民に還元し、協定の成果を享受する。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。



返還協定に基づく返還地を明確にする政府の意思

協定の範囲を超えて、政府が責任を負う。協定の趣旨を正確に理解し、協定の目的を達成する。協定の条項を厳格に遵守し、協定の義務を履行する。協定の利益を国民に還元し、協定の成果を享受する。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。

協定の趣旨を正確に理解し、協定の目的を達成する。協定の条項を厳格に遵守し、協定の義務を履行する。協定の利益を国民に還元し、協定の成果を享受する。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。協定の責任を政府が負い、協定の責任を国民に転嫁しない。

対米請求権

【東京】沖繩返還協定交渉のなかで対米請求問題は、広い分野にまたがっていることと、住民個人の利益と直接かかわってくるため、沖縄側にとって最も関心の高い交渉項目といえる。沖縄現地からの対米請求は、10項目に分類されている。そのうちの軍用地の復元補償、人身障害の補償もれについて米側は「十分根拠のあるものについては補償してもよい」との歩み寄りの姿勢をみせている。そのほかの請求項目のうち、根拠のあるものは本土が肩代わりするというが政府のハラ構えだが、どの項目が肩代わりの対象になるかまたははきりしていない。そのメドがつかない、政府は国内指議の観点から、残り項目の洗い直し、実態調査を行なう考えである。沖縄側の問題としては、請求はしているものの、その根拠づけとなる資料がとぼしく、政府として肩代わりできるかどうか判断できかねる項目もあるとみている。そこで、対米請求の10項目の内容、請求の論点、政府の肩代わりの対象となる項目の見直しなどについて、まとめている。

時の問題

軍用地復元補償 米側は、高等軍務官指第六〇〇「琉球の講和補償請求の経過」について「一九七七年一月十日公表にも」とし、講和補償請求の発効切期として「一九七七年七月一日以前に発生された軍用地で、講和以前に発生された軍用地は、講和以前に発生された軍用地と見なされる。従って補償は、講和以前に発生された軍用地に限られる」としている。一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。また、一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。また、一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。

本土政府が肩代り

米側も歩み寄りの姿勢

米側は、講和補償請求の発効切期として「一九七七年七月一日以前に発生された軍用地で、講和以前に発生された軍用地は、講和以前に発生された軍用地と見なされる。従って補償は、講和以前に発生された軍用地に限られる」としている。一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。また、一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。また、一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。

本土政府が肩代り 米側も歩み寄りの姿勢

米側は、講和補償請求の発効切期として「一九七七年七月一日以前に発生された軍用地で、講和以前に発生された軍用地は、講和以前に発生された軍用地と見なされる。従って補償は、講和以前に発生された軍用地に限られる」としている。一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。また、一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。また、一九七七年七月一日以降発生した軍用地は、補償の対象外とされている。

沖繩の対米請求権処理

外相答弁

【東京】外相は十六日の衆議院・北方問題特別委員会、沖繩返還協定をめぐり、対米請求権の処理について、米側は「十分根拠のあるものについては補償してもよい」との歩み寄りの姿勢をみせている。そのほかの請求項目のうち、根拠のあるものは本土が肩代わりするというが政府のハラ構えだが、どの項目が肩代わりの対象になるかまたははきりしていない。そのメドがつかない、政府は国内指議の観点から、残り項目の洗い直し、実態調査を行なう考えである。沖縄側の問題としては、請求はしているものの、その根拠づけとなる資料がとぼしく、政府として肩代わりできるかどうか判断できかねる項目もあるとみている。そこで、対米請求の10項目の内容、請求の論点、政府の肩代わりの対象となる項目の見直しなどについて、まとめている。

求問 沖繩の対米請求権の処理について、米側は「十分根拠のあるものについては補償してもよい」との歩み寄りの姿勢をみせている。そのほかの請求項目のうち、根拠のあるものは本土が肩代わりするというが政府のハラ構えだが、どの項目が肩代わりの対象になるかまたははきりしていない。そのメドがつかない、政府は国内指議の観点から、残り項目の洗い直し、実態調査を行なう考えである。沖縄側の問題としては、請求はしているものの、その根拠づけとなる資料がとぼしく、政府として肩代わりできるかどうか判断できかねる項目もあるとみている。そこで、対米請求の10項目の内容、請求の論点、政府の肩代わりの対象となる項目の見直しなどについて、まとめている。